

平成 29 年 7 月 28 日

答申書への意見・要望

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
専門委員 蒲生恵美

1. 章立てに関する要望：項目ごとに委員が提示した懸念と部会見解を記載してください。

食品表示部会では、消費者庁からの食品表示基準改正案の説明を受けて審議した後に、各論として「監視体制、普及・啓発、国際整合性、インターネット表示」「例外表示（可能性表示、大括り表示、大括り表示＋可能性表示、製造地表示）」「誤認防止策、おにぎりのり、業務用加工食品、業務用生鮮食品」「経過措置期間」「その他」について議論した上で、「総論」を議論し、項目ごとにまとめを行いました。

答申書には議論した項目ごとに委員が提示した懸念事項を具体的に記載してください。前提条件 1 の理解度調査は、この制度が新規で知られていないから消費者の理解度を調べるのではなく、表示ルールが複雑で、表示を見ただけでは消費者が誤認をする恐れがあると懸念されたため、消費者がどのように表示を理解するか調べ、その結果を前提条件 2 の普及・啓発につなげるとされたと理解しています。前提条件を設けた理由がより明確となるように、委員が提示した懸念事項を具体的に記載することを要望します。その上で項目ごとの部会見解を記載してください。

なお、部会で発言した通り、私は誤認の恐れがありながら情報拡大を優先するのはおかしいと考えております。普及・啓発で誤認を防ぐことには大きな限界があります。食品表示は本来、特別な教育を受けなくても理解できるシンプルな内容であるべきです。表示ルールの複雑さによって、この制度のメリットとされる情報拡大がかえって消費者の誤認と混乱を招かないか懸念いたします。そのため、理解度調査は制度導入の前に行っていただきたいと要望いたします。

2. <監視>について

前提条件 6 に「監視体制をより一層強化するとともに」「不正表示を許さない制度運用を速やかに確立すること」とありますが、まさにその不正表示を許さない監視体制のあり方について部会で議論しましたので、答申書には「こうあるべき」という答申（サジェッション）が必要です。そのサジェッションを部会で検討した結果、「合理性の判断の線引きが不明であり、また、例外の考え方も明確になっていないという状況も合わせ」総合的にみて、「提案の監視体制では、加工食品の原料原産地表示について、監視していくことは難しいのではないか」とまとめられましたので、答申書には監視は困難と考えられることを記載すべきです。

事業者への普及・啓発によって理解不足による表示違反を減らすことが期待できても、監視が困難であるということは事業者の偽装を生む温床になります。監視が困難である表示制度（しかも全加工食品を対象とした義務表示）の導入には反対です。

3. <例外表示の検証>について

前提条件 8 に「どのような原材料や製品で例外表示が多いかといった点を検証していくこと」とありますが、検証結果をふまえて何をするのかの記載が必要です。

本来は国別重量順表示ができるのに（理解不足等で）例外表示をするケースでは、監視・指導によって例外表示を減らすことが期待できますが、例外表示をゼロにすることはできません。それは全ての加工食品に原料原産地表示を導入するには、例外表示の導入が不可欠であることと同じ理由です。原材料・製品の中には事業者がいくら努力をしても例外表示しかできない食品があります。検証によって、どのような原材料・製品で例外表示が多いかを明らかにすることは意味があると考えますが、検証の結果、例外表示が例外とはいえない割合に上る場合、その理由を事業者の努力不足にのみ求めるのではなく、全ての加工食品を対象とした制度設計自体に無理があることを検討する必要があります。例外表示の検証を行うことには賛成ですが、その検証結果をふまえて本制度の存廃を含めた制度の見直しを検討することを答申書に追加していただきたいと思います。

4. 諮問のあり方に関する要望：表示間の優先順位を総合的に検討できる諮問を求めます。

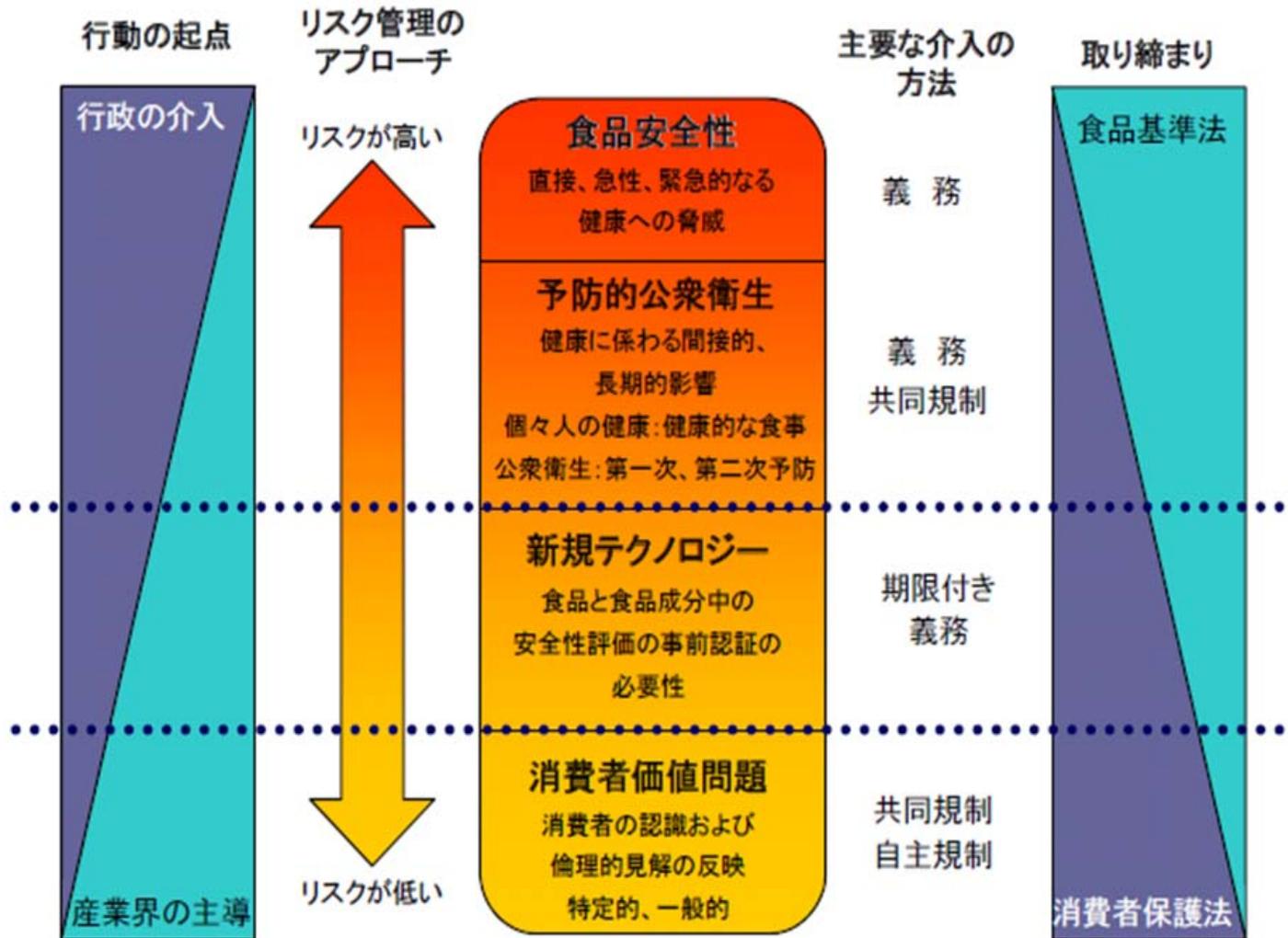
付帯意見 1 に「今後、表示の在り方や食品表示間の優先順位について総合的に検討すべきである。」とありますが、それらは食品表示一元化検討会ですでに整理されています。食品表示一元化検討会は食品表示法の制定に向けた検討会であり、その考え方は食品表示基準にもあてはまるべきものです。

今回の諮問は原料原産地表示制度の内容についてであり、表示全体における原料原産地表示の優先順位や、原料原産地表示を義務化することによる表示全体への影響等について諮問されていなかったことが、総合的な検討をしづらくさせました。容器包装表示はすでに情報量が飽和状態であり、消費者にとって見づらいものになっています。一元化検討会で優先すべきとされた安全性に係わる表示が消費者に確実に届くためにも、個別表示ルールの検討は、表示全体における位置づけをふまえた上で行うことが必要です。

今後の諮問では、諮問される食品表示基準案が、一元化検討会が示した優先順位のどこに位置するか確認し、それに合わせて、行政はどこまで介入すべきか（義務／任意等）、表示手段はどうするか（容器包装／インターネット等）、監視や普及啓発等のコストをどこまでかけることが適当か、等について検討できるよう、答申書の付帯意見に諮問のあり方に関する要望を追加してください。一元化検討会で整理された食品表示の考え方を、次ページの FSANZ の図のように整理し、今後の諮問に活用することも要望いたします。

以上

(参考)



FSANZ Labelling Logic(2011年1月)より